

埼玉県環境影響評価条例施行規則

新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略） （縦覧の時間及び場所） 第五条 条例第六条、第十二条、第十九条及び第三十条の三の縦覧の時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 埼玉県環境部環境政策課 二 関係地域を管轄する県の環境管理事務所 三 関係市町村の庁舎 四 その他知事が必要と認める場所</p> <p>第六条～第三十三条（略）</p> <p>別表第一（略） 別表第二（略） 別表第三（略）</p> <p>様式第一号（一）～様式第十六号（略）</p>	<p>第一条～第四条（略） （縦覧の時間及び場所） 第五条 条例第六条、第十二条、第十九条及び第三十条の三の縦覧の時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 埼玉県環境部温暖化対策課 二 関係地域を管轄する県の環境管理事務所 三 関係市町村の庁舎 四 その他知事が必要と認める場所</p> <p>第六条～第三十三条（略）</p> <p>別表第一（略） 別表第二（略） 別表第三（略）</p> <p>様式第一号（一）～様式第十六号（略）</p>